

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和七年二月十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号

刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する条例の一部改正)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する条例(令和五年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の一部改正)

第三条 青森県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例(平成二十八年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第四条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三号及び第四号並びに第二十二条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑以上の刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、有期拘禁刑以上に処せられた者は刑期を同じくする禁錮以上の刑に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、有期拘禁刑以上が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。